

[論文紹介]

国際労働立法への長い道のり

Robert Owen から Washington Conference 1919 までの軌跡

Iwao Frederick Ayusawa, *International Labor Legislation*, Original Publish: *Studies in History, Economics and Public Law*, edited by Faculty of Political Science of Columbia University, volume XCI number 2, whole number 208, Columbia University, New York, 1920

Reprint Publish: The Lawbook Exchange, Ltd., New Jersey, 2005

尾崎 正利

1: はじめに

鮎澤巖氏の「*International Labor Legislation*」は、現在の国際労働機関に至る労働者保護の国際立法による規制を求める運動の始まりから、国際労働機関の第 1 回の総会として開催された、1919 年のワシントン会議の終了までを、Robert Owen の理想主義的、博愛主義的活動、社会主義者や急進主義者たちの集合離散を経た様々な国際会議とその決議、そこから生じた労働組合が主導する国際会議、他方においてスイス連邦議会が発議し、よびかけた政府間虚偽の形による様々な会議及び決議並びに条約（採択された者の第一次世界大戦勃発により批准に至らなかった）の形でヨーロッパ諸国の間にある意味で国際規制の到達点を示した運動、その中に国際婦人会議が婦人及び児童・若年者保護に積極的に討議し、決議の形でワシントン会議において一定の影響力を自ら誇示する等のプロセスを詳細に、その全体像を示した。最後はワシントン会議について、彼は、公式の日本代表ではなかったけれども、様々な資格でこの会議を直接観察（日本代表団或いは代表個人にアドバイスしたかどうかについて、直接の或いはそれを覗わせる記述はない）し、その議論の詳細を明らかにした。

鮎澤氏は、本書の紹介者尾崎が入手出来た様々な人名録、エッセーや論文などから、次のような経歴が描かれるのではないかと考えられる¹。1894 年（明治 27 年）10

月 15 日常陸太田市にて、父宗平、母タケの間に生まれ、1906 年 12 歳のときに東京芝に転居、芝中学に入学、1911 年 17 歳のときに Peace Friend Scholarship を得て渡米、ホノルルの Mid Pacific Institute に入学、1915 年 Harverford College (Pennsylvania 州) に入学、1917 年 Columbia University Graduated School (New York 州) に入学し、1920 年に博士号 (Ph. D) の学位を授けられた。ワシントン会議に関係したのは恐らく本書に結実した博士論文執筆中であり、提出まで最大に見ても 6 ヶ月を下回る時間しかなかったものと推測できる。その後 1920 年から 1923 年まで「前田多門氏の勧めにより国際労働機関帝国事務所 (ILO 日本代表部事務所) に勤務」²し、1923 年から ILO 本部事務局職員となり、その後 1934 年から 1939 年 5 月まで ILO 東京支局長³を務めた⁴。

戦後は ICU の教授として ILO や国際労働運動にかか

子氏（元東京支局長）に感謝を申し上げる。これまで入手できた他の資料ではハーバード大学卒業と記載された資料が多数あったが、より正確な年譜を紹介できた。また長谷川真一日本 ILO 協議会専務理事にも多くのアドバイスを頂いた。長谷川氏は ILO 本部職員として活動を始めた 1976 年に鮎澤氏のご長男鮎澤純氏と同僚であったとの証言も頂いた。但し、住居は別であったようである。² 藤井紀代子「鮎澤 巖氏、生誕百年：その足跡を辿る」日本 ILO 協会、世界の労働、1995 年 3 月号、24 頁によれば、労働衛生問題担当であった。

³ ILO 駐日事務所の「小史」では、1938 年 11 月に日本が ILO を脱退し、2 年後に発効することになっていたが、東京支局は翌年 1939 年 5 月に閉鎖されたとしている。なお、初岡昌一郎氏の記述には 1938 年退職とあるが、そうすれば空白の 6 か月間が生じることになる。なお、初岡氏は ICU においてゼミナール担当の鮎澤氏から教えを受け、自らのメールマガジンにおいて師匠について触れている。初岡「回想のライブラリー-6」前掲を見よ。

⁴ 藤井紀代子「前掲」24 頁

* 紹介者尾崎正利氏は、津市立三重短期大学法経科教授（労働法）を経て、青森中央学院大学大学院教授（国際労働関係法）退職の後、労働問題研究所理事長を務めている。

¹ 鮎澤氏の年譜は、鮎澤巖先生記念誌編集世話人代表福本和子「鮎澤巖先生記念誌」1998 年による。紹介者尾崎にこの書籍を利用することを許してくださった藤井紀代

わる人材⁵を育成し、また中央労働委員会の初代事務局長として、末広巖太郎会長と共に労働委員会制度の確立に尽力された。昭和 47 年 11 月 30 日ジュネーブ空港近くのフランス領で一生涯を終えられた。戦後の日本労働運動に大きな貢献をされ、合衆国労働運動並びに日本労働運動の、どちらかと云えば事実主義に基づいた伶俐な記述とともに、同時にこの書にも見られるが、クエーカー教徒⁶の基本的な信仰である「絶対的平和主義」に基づいた、労働者の幸福の追求が看取されるであろう⁷。

2 : 本書の構成とその内容 : 19 世紀

本書は、二つの頁を掲載している。すなわちシリーズの巻の通頁と鮎澤氏の号における頁である。リプリント版では A5 版で、本文の総頁は号の頁で 15-258 頁になっている。参照文献一覧などはこの版に見あたらない。注は脚注で、その番号は頁ごとにつけられている。活字は若干潰れた箇所もあり、よく見ないと判読できないものも見られるが、全体として鮮明である。ここで引用或いは要約した箇所は () 書きで、号の頁を掲載した。また、できるだけ鮎澤氏の考えや様々に取上げられた会議の討議の状況を復元しようと努めたが、紙幅の関係もあり、紹介者尾崎の独断で省いた箇所も多くなった。また本書の目次及び Preface 及び Conclusion は英語をそのまま掲載しているのは、注 1 に上げた「鮎澤先生記念誌」に掲載され、同書には著作目録も付けられているので、読者は必要な場合にはそれも参考にさせていただきたい。

本書は次のような構成である。Preface 及び Conclusion を除いて、大きく 1 部、2 部、3 部とし、それぞれ章を設けている。

第 1 部は「歴史的背景」として、1 章「国際労働立法

の出自と発展」の中で、1800 年代始めから半ばまでの国際労働立法の先駆けとなった人物並びに会議を取上げている。Robert Owen、Daniel Legrand、Jerome Blanqui をそれぞれ項立てで取上げ、さらにまたスイスの幾つかの州政府、ドイツ及びフランスを中心として政府による労働立法運動の先駆けを記している。

2 章「労働に関する国際合意に向けた前進」は、1890 年代の運動を取上げる。1890 年 3 月 15 日の世界初となる国際労働会議であるベルリン会議を取上げる。スイスの会議開催の提案を横取りしたこの会議は、ドイツ皇帝ウイヘルム 2 世により招集され、「オーストリア、ハンガリー、ベルギー、デンマーク、イングランド、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、スペイン、スイス及びスウェーデン」が参加した (38 頁)。鮎澤氏はこの 10 年をナショナリズム時代最後の 10 年間と表現している (40 頁)。さらにまた労働組合及び社会主義者団体の運動の分裂 (急進派と穏健派) も取上げ、政府だけでなく、利害関係団体の国際労働立法への関与が始まったことを強調する。加えてこれらと並行して労働者保護に直接関係しないその他の政府間国際会議の発展もその流れを取上げ、国際協力の時代が本格的に始まったことを予測させた。

政府主導による国際労働会議はスイスが主導権を持って、1891 年のブラッセル会議、1896 年のロンドン会議、1897 年のチューリッヒ会議へと続いたが、いずれも期待した成果を上げることができず、労働組合及び労働者団体による 19 世紀最大の国際会議が、同じ年 1897 年 4 月 25 日にチューリッヒで開催されたのが「International Conference for Labor Protection 国際労働保護会議」で、スイス労働者総連合の名前で召集され、「それは初めての全般的な労働組合の会議が 1886 年にパリで開催されて以来のこと」であり「アメリカ合衆国は最初に表明した有力な勢力の一つとして認められ」その他「オーストリア=ハンガリー、ベルギー、イングランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ルクセンブルグ、スペイン、スイス、ポーランド、ロシア」の代表が参加した (47 頁)。

鮎澤氏はこの会議と政府間のベルリン会議の議題の類似性を指摘している⁸。これに関して鮎澤氏は政府間会議では今なお国際立法化への躊躇が見られ、「何をなし得るかを実務的に検討するのではなく、何をなすべきかに関する

⁵ 初岡昌一郎氏は鮎澤氏が引退後ジュネーブ空港近くのフランス領 (おそらくフェルネイ・ボルテールではないかと思われる) で暮らしていたときに、お目にかかったと記している。初岡氏は当時労働者代表のアドバイザーとして総会等に出席しており、おそらく鮎澤純氏とも面識があったものと思われる。初岡昌一郎「前掲」を見よ。

⁶ 本書の著者名にミドルネームとして Frederick が示されている。

⁷ 前掲「鮎澤巖先生記念誌」には、鮎澤氏が戦後執筆された多くのエッセイが転載 (23-97 頁) されているが、そこには Friend 会 (友和会) について触れているものが多い。鮎澤氏の思想的ベースを見ることが出来る。また、普通土学園が鮎澤氏の死後、国内で葬儀を行ったとの記録もあるが、この学園は新渡戸稲造氏が創設したフレンド派の学園で、鮎澤氏と新渡戸氏との国内外での交流の深さを物語る。

⁸ ベルリン会議の議題は、児童の最低雇用年齢、労働時間、妊娠・出産時の女性雇用の禁止、児童及び女性労働の一般的保護、危険或いは健康に有害な労働における雇用、日曜労働及び休息期間、被解雇労働者への解雇通告であった。1897 年のチューリッヒ会議の議題は、日曜労働、児童及び若年者労働、女性労働、成人労働、夜間労働及び健康に有害な労働、労働者保護の方法であった。

るプラトニックな一般化」(39 頁)と見なし、次の時代に期待した。国際労働保護会議は非ヨーロッパ諸国(合衆国及びロシア)の労働組合代表が参加した会議でもあり、社会民主党系労組とキリスト教系民主主義労組の確執が修復された会議であり、提案された議題に具体的な基準を設定し、スイス連邦議会に対して「国際労働機関」の設置を求める(48 頁)など、国際機関設立運動へと一歩を踏み出した。この会議は継続して議題が検討或いは追加され、その中核を担ったのは「組織委員会」であり、Mahaim、Duke Ussel 及び Brants の 3 人の委員会⁹であった(52 頁)。同じ年の 9 月 27 日に開かれたこの会議では、さらに成果を追加し、白鉛、白燐の禁止が取り上げられ、採択された(52 頁)。

3 : 本書の構成と内容 : 20 世紀第一次世界大戦勃発まで

第 1 部 3 章は「国際労働総会及び条約の拡大」と題され、第一次世界大戦勃発までの 10 数年余りの状況を整理・分析している。20 世紀最初の 10 年間はまさに国際主義・国際協力が一気に開花した時期でもあり、同時にナショナリズムの壁も依然として高く感じられた時代でもあった¹⁰。鮎澤氏はそれを次のように表現している。「1900 年の年は国際労働運動の歴史において最も多くの出来事があり、それは国際主義の時代の到来を告げた。そしてパリは革命の歴史的舞台であり、国際精神の凱旋門の舞台になり始めた、万国博覧会の開催の間、文字通り何千人もの人々がパリに集まり、会議の数は公私を問わず、国内や国際を問わず、大騒ぎの、平和をつくるこの世界の中心で開催された」(53 頁)述べた。

鮎澤氏はこの年に開催された二つの国際労働会議を取上げている。一つは「The International Socialist Congress of Paris 社会主義者のパリ国際会議」であり、もう一つは「The International Association for the Legal Protection of Labor 労働の法的保護のための国際協会」である。前者は「The Congrès anti-parlementaire internationale 反議会主義インター会議」とも呼ばれ、鮎

澤氏はこの会議に出席した者の名前として、Vandervelde、Kautsky、Jaurès、Ferri、Aner、Guesede 等を挙げている。この会議で鮎澤氏が注目したのは、このグループを拡大し、維持する戦術的討議であった。Kautsky は「(Milleand のフランス社会主義者の承諾を得ないでフランスの大臣に就任した問題について) 当座を凌ぐために社会主義者党メンバーによるブルジョア内閣への入閣問題」に対して異議を唱えたが、討議の結果「閣僚に入ることはプロレタリアートの強化でなく、弱体化の手段になり始める」ものの、「社会主義者は、彼の属する内閣が資本と労働者間の経済闘争に何らかの方法で不正に行為した場合には、ブルジョア内閣を辞職しなければならない」こと、「階級闘争は資本家階級の党派であれば何でも同盟関係を結ぶことを禁じている」しながらも、こうした提携が状況次第で必要な場合は例外とされた点であったように思われる。社会主義インターの分裂の芽をこの点にも見たのであろう。この会議は常設の事務局組織を作り、ブラッセルの「人民の家 People's House」においたことも記している。

もう一つの国際協会は、フランス内閣の Millerand が主導して始まった。パリで 7 月 25 日から 29 日の巻に開催されたこの会議は、ブラッセルに事務局を設置する案は頓挫したが、国際労働事務局の設立に向けて仕切り直しをし、Nysseus 議長が主導する委員会において、定款草案を作成し、それは以降の委員会のメンバーも定め、本部をスイスに置く非政府団体「International Association for the Legal Protection of Labor 労働の法的保護のための国際協会」が誕生し、その書記としてバーゼル大学の Stephen Bauer が 9 月に指名された。この会議には非ヨーロッパ国として合衆国、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコが参加し、その国際的要素は新世界にまで拡大することになった。鮎澤氏はこの会議における保護基準の検討に注目したように思われる。そこでの戦術は理想主義的な基準を一挙に設定するのではなく、漸進的強化を狙った妥協的な基準の設定を提案したことである。例えば、10 時間に漸進的に改善する 11 時間労働の基準、夜間労働の例外を暫定的に認め、監督システムに労働者の代表を含めるなどがその例として指摘している(57 頁)。こうした着目は鮎澤氏のプラグマティズム的思考に共鳴したのではないかと考えられる。この組織は民間団体であり、それから生じる活動の制約も当然に認められる一方、事務局による諸国の法令の収集、公刊、国際的な労働統計を統一されたやり方で収集する活動などにより、各国政府の資金援助を期待し、ある程度実現した事実である。鮎澤氏は「ほぼすべての国家は、公式の国家間の交際の趣旨で、自国の商務省に対して、直接労働事務局とコミュニケーションする

⁹ この委員会については左派右派両者を「労働条件の改善に反対しない限り(組織に)含まれる」と規模の拡大を図り、「労働立法のための国際連合」が構想され、これら活動を支えたのがベルギー労働大臣 Nysseus で、ベルギーにその国際事務局を常設することで話が進められたが、彼が労働大臣職を辞さざるを得なくなったことから頓挫した経緯も述べられている。(52 頁)

¹⁰ 各国政府は主権を盾に、多国間条約の批准に躊躇し、その一部を二国間労働協定で個別に解決しようとした。

よう勧告した」ことを引用している (58 頁)。

この協会はその後発展を遂げ、鮎澤氏は、「様々な産業国の労働立法の擁護者を一堂に集める世界の中心的な機関」として、「労働法に関する情報を収集し、公表することにより世界の保護的労働法の研究を促進」し、国際労働協定を促進することに関して「中庸」が最も効果的であることを立証したと評価する (58 頁)。協会の国内支部の設立も相次いだ。とりわけフランスの支部組織「フランス労働者保護協会 l'Association nationale française pour la protection legale des travailleurs」(1901 年 3 月 2 日) の定款 2 条は、「この協会支部にはすべての階級及び利害関係グループが含まれる」とした。こうした幅広いメンバーからなる組織は、ドイツ、オーストリア、スイスイタリア及びオランダ及びその他支部のメンバー資格¹¹も同様に広く、社会主義者、資本家、カソリック、プロテスタント、労働者及び使用者がメンバーであったと紹介している (59-60 頁)。協会の第 1 回代表者会議は 1901 年 9 月 26-27 日バーゼルで開催され、以降 1903 年まで 3 回の代表者会議が行われ、鮎澤氏は、徐々に各国政府がこの会議に関心を持つようになってきたと観察している。その成果は 1904 年 4 月 15 日のフランスとイタリア政府による二国間協定 (それぞれ相手国の移住労働者に対して自国民労働者と平等な金融貸付及び社会保障を相互主義的に保障する) の締結を嚆矢として、イタリア=オーストリア、イタリア=ドイツ、ドイツ=オーストリア等の二国間労働協定締結の波を生みだした (62-63 頁) ことに表されている¹²と思われる。

鮎澤氏が最も注目した国際会議の一つは、1905 年 5 月 8-17 日のベルン会議であった。この会議は「労働の法的保護のための国際協会」が 1901 年のバーゼル会議で討議した、二つの重要な問題、すなわち女性の夜間労働及び健康に有害な化学物質使用の禁止問題について「委員会の勧告に基づいて、女性の夜間労働の同時発生的な禁止の実現可能性、及び工業における白鉛及び白燐の使用禁

止の可能性を検討するために、別の国際会議を招集するようスイス連邦議会に訴えた。この訴えは好意を持って対応され、スイス政府によりすべての重要な産業を持つ諸国に対して公式の連絡が行われた (62 頁) と整理評価するも、それが非政府機関である一方、政府と一定の連携した国際立法活動をしてきたこと、その検討項目が政府間協議の場で取上げられることになったからであり、しかも公私が協働した討議が行われ、かつその成果が条約として結実したところにある¹³。

鮎澤氏が、「最初の公式の国際労働会議であるベルン会議以来、主要な産業大国の政府全てが集合できるまで半世紀が経過されなければならなかった。スイスはこれまでの国際労働保護国の代表として、この会議のホストを務めた」と会議の意義を述べるとともに、戦争中の日本とロシアを除いて、15 のヨーロッパ諸国の代表が参加したが、ベルン会議と同じくヨーロッパ諸国の会議に止まったことも指摘している (67 頁)。鮎澤氏は、この会議の成功を次の点に求めている。すなわち、①議題が絞りこまれ (燐寸製造における白燐の使用禁止並びに女性の夜間労働への雇用禁止或いは制限)、集中した討議が可能になったこと、②討議に参加した各国代表者がアカデミでもなく、アジテイタでもない (作業現場の運営に責任を持つ) 実務家であったことを挙げ、このことが「会議の成果を不可避的に具体的かつ実体的であり、従って労働世界に直接の意義を持った」と評価している。

ベルン会議で採択された条約は、批准のために、スイス政府によって召集された 1906 年 6 月の外交会議に付託された。その間にも複数の二国間協定が締結されており、鮎澤氏はこれをスイス政府が機は熟したと考へたと見ているが、提案された常設の強い条約実施権限を持つ「国際委員会」の設立に多くの異議が出され、その他いくつかの批准を可能にする基準の柔軟化も提案されたが、最終的な条約の発効には至らなかった。鮎澤氏はしかしながらこの漸進的な会議の進め方を称賛し、スイス政府の会議の運営を大いに評価した (73 頁)。

この後の協会の動きはより加速された。1906 年 9 月 27-29 日での第 4 回代表者会議には、12 の国内支部代表 82 人が参加し、議事として①児童労働、②工業における毒物、③若年者の夜間労働、④最大週労働日、⑤家内工

¹¹ 例えば、鮎澤氏が記しているところによれば、ドイツの年会費は 3 マルク、600 人の会員を擁し、6 カ所に地方支部を設けた。オーストリアはこの種の団体設立は禁じられていたが、それにもかかわらず設立に成功した。スイスは政界、商業会議所及び州 (Kanton) 政府の支持を得た。イタリアは政府の援助を得て設立された。オランダはフランスに次いで設立され 159 の会員を擁した。ハンガリーは「社会科学学会」の名称で設立された。ベルギーは政治的中立を維持するために投票資格のある 66 の会員及び投票資格のない購読会員で構成された。イングランド、合衆国及びスペインは遅れて設立されたなどを記している (60 頁)。

¹² 但し、この両者のつながりを直接示す記述は本書に見られない。

¹³ この条約 (具体的な国際労働基準を定める条約) は最終的に 1913 年ベルン会議で採択されたが、しかしながら、採択されたものの、第一次世界大戦勃発により批准されることはなかった。しかし、この会議で定められた基準はその後の 1919 年のワシントン会議に引き継がれていたのである。この条約はモデル条約の性質を持ち、政府間交渉を通じて拘束力を持つ条約に変換するために起草された条約である。

業、及び⑥労働保険であった。この会議から労働者保護の全般的な問題の検討及び基準策定作業のための会議が続けられることになった。鮎澤氏はこの時期について、「今や、一般大衆の関心が労働保護のための国際協力の必要性及び可能性に十分敏感になったのは明白である」と認識し、そうした労働者の期待を背負った積極的な活動の展開を記している(74-75頁)。とりわけ、無料の公共職業紹介事務所の設置、労働者によって設置される職業紹介機関への政府による補助、国際職業紹介機関の設立など、失業や移住労働問題への取組が大きな課題として取上げられたことを紹介している。

とりわけイタリアで開催された会議に対して鮎澤氏は、「工業、通商並びに職業のすべての部門における、すべての労働者に必要な休息日を付与する、実務的なプランを公正かつ科学的に検討した」と評価している。このことは云いかえれば、我々は、「労働の法的保護のための国際協会」の活動が、多様な国の労働者組織や政府を包含する柔軟な制度及び実用的な基準を策定する方向を一層鮮明にし、より細部にまで検討が進んできたことを意味しているものと理解し得る。この効果は二国間労働協定¹⁴にも浸透してきたことも特に述べている(75頁)。

こうした官民連携の動きの進展と並行して、社会主義者の活動も盛んに行われた。鮎澤氏は「多少とも漸進的な政府は用心深く、(保護)措置の段階を前進させた一方、進歩のペースは労働の権利を擁護する者すべてにとって決して満足のいくものではなかった」と見なした一方、社会主義者グループの左右両派への分裂の兆しも記している(63-64頁)。それは1904年のアムステルダム会議において、フランスのMillerandの入閣引受によるフランス社会主義者グループの分裂が背景にあると見なし、鮎澤氏が特に述べるのは、ドレスデン決議、すなわち「社会民主主義は、現在組立てられている社会において、大きな力を行使することができない」を再確認したものの、ゼネストのプランを拒否したが、同時に労働者の連帯の増強の必要性を認め「大規模ストライキが必要或いは有益だと見なされ得るときには、その成功のために必要な条件をつくる」よう労働者階級組織の一層の強化を宣言する、和解的な決議を採択したことである(64頁)。

鮎澤氏は、明示的に述べていないが、この二つの労働者保護の流れを対比させるとき、一方では社会主義者による労働者の権利を主張し、その権利行使により新たな地平に到達しようとする運動と、他方において、社会民

主主義的方针に従う、言い換えれば、「労働者階級が政治的及びすべての年齢者の人生において彼らの運命を満たすことを可能にする」ために、労働立法を含め、実際にすべての種類の社会改良を行う中に希望を位置づけたと鮎澤氏が分析する(64頁)ように、様々な右派グループのリーダーたちも参加した、政府主導の保護立法を、国家間の様々な利害及び主権の障壁の中で、実務的な視点から、適用の免除或いは例外を許容しつつ、近い将来の国際的に統一された基準を確立しようとする両者の運動の相違を明確に浮かび上がらせる意図が見られるのではないかと紹介者には思われる。

鮎澤氏がこの時期の運動として特に記しているのは、第二インターでは政党とともに、各国の労働組合組織も参加していたが、労働組合だけの国際組織「International Federation of Trade Union 国際労働組合連合」も、1898年の設立されていた。この1909年のパリで開催された会議に、AFLのSamuel Gompersが招待され、この国際連合の傘下になった。このことを以て国際労働組合運動は合衆国を含めた大西洋の両岸に拡大されたこと、また新大陸を含めて1899年の設立された「International Women's Council 国際女性会議」も「政治及び労働の分野における女性の活動は人の運命を形作る重要な要素である」ことを明らかにし始めたことであった(78頁)。これら組織は1919年のワシントン会議において重要な役割を演じることになる。また「労働の法的保護のための国際協会」のヨーロッパ諸国の政府を集めた、継続した基準策定の成果は、第一次世界大戦勃発までの間、ヨーロッパにおける二国間労働協定の対象をさらに増加させ、またより協会での討議を反映したものへの進化を続けていた(78-83頁)。

3-1 : 1913年のベルン会議

この会議は第一次世界大戦前の最後の会議となった。しかしその採択された内容は、パリ和平会議並びにワシントン会議の成果を予測させるものであったのは間違いない。従ってこの部分については、本書からその該当箇所を全文示しておこう。

「第一次世界大戦前の、すべての重要な国際労働会議の最後のものは、スイス政府により公式に招集され、1913年9月15-25日の間、ベルンで開催された。国際協会のルガノ会議の代表者たちはスイス連邦議会がこの会議の手配したことに感謝の言葉を送り、彼らはこの会議の招集及び開催の実現させたことについて大きな責任を負った。ヨーロッパの19ヶ国が招待されたが、その内あまり重要性を感じない5ヶ国は参加しなかった。出席した代

¹⁴ 鮎澤氏は1907年のドイツ=オランダ間の協定を取上げ、「労災保険手当の平等を目的としていたが、とりわけこの保険が義務的であることを定め、路線運輸における被用者の待遇と云った比較的重要でない部分も詳細に定めている」と記している(75頁)。

表者は、オーストリア、ハンガリー、ドイツ、ベルギー、デンマーク、スペイン、大ブリテン、フランス、イタリア、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、スウェーデン及びロシアであった。

スイス政府がその他の国に公式に伝達する前に、国際労働事務局は会議のベースとして資することになる草案及びプログラムを作成する任務を自身で用意した。国際労働事務局により過去に提出されていた覚書は、丹念な研究成果及び幅広い専門家の情報を取込んでいた。プログラムは二つの課題或いは国際条約草案に絞られていた。すなわち、①16歳以下の者の産業夜間労働の禁止、②女性と若年者のための最長10時間労働の確立である。従って、1905年のベルン会議のケースのようにこの会議で提出された異議は具体的であり、限られたものであったが、第一次世界大戦の勃発がそれを採択する条約草案の公式な批准のための外交会議の会合を妨げたと云うだけの理由で、速やかに発効させることができなかつた(84頁)。

この会議で最終的に採択された条約草案は、国際協会により最初に提出された草案に比べて細部にわたり具体的であった。しかしながら、最初の草案で具体化された原則は一つの特筆すべき例外を除いて維持された。その例外は年齢制限が18歳から16歳に低くなったことである。14歳以下の禁止は絶対的なものとされた。1906年のベルン会議のケースのように、現在の条約は10人以上の者を雇用している工業事業場にのみ適用された。家族のみが従事する事業場には適用されなかつた。「夜間」の用語は午後10時から午前5時の間の時間を含む、継続した11時間と定義された。パン製造に雇用される労働者について、午後9時から午前4時までの間が午後10時から午前5時の間に変更された。休息时间に関する例外は石炭及び亜炭鉱山に許されたが、両労働日の間隔は13時間以上なければならないとされた。14歳以上の労働者は、国家或いは公共の利益がそれを要求する場合、又は緊急事態の場合に夜間に雇用され得た。女性労働者について、16歳が法的最低年齢と定められ、それ以下の年齢の女性はすべて、本条約並びに1906年の条約が適用されなければならないとされた。特別な考慮が植民地における気候的、人種の相違に払われた。こうした場所及びヨーロッパ外の場所において、中断のない休息が11時間以下に短縮されるが、合計休息時間が11時間でなければならないとされた。最後にこの条約が認めた、ガラスの溶解、焼き戻し及び磨き、並びに鉄鋼・鉄生産における溶鉱炉に直接関係する労働と云った一定の事業場において、14歳以上の労働者のケースは、その後10年を経てやっと実施された(85頁)。

条約草案はそれ以外に16歳未満の女性と児童の労働時間を制限した。10時間が基準として設定された。しか

し、合計週労働時間が60時間を超えない限り、最大1日30分の追加労働が許された。継続した6時間の労働について、休憩時間が与えられなければならないとされた。別の規定では、緊急時或いは公共の利益により必要とされるケース、季節労働者等々のケースにおいて、例外が認められた。年間180時間の最長時間外労働が許された。2年から7年後の間、一定の産業のケースにおいて、会議によって実情に合わないと考えられる、より短い期間のケースにおいて再調整が行われることが認められた。

戦争の妨害がなければ、この条約はすべての国による批准の寄託から2年後に発効したことになる。この条約草案に署名をした国は、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、フランス、ドイツ、大ブリテン、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、及びスイスであった。

この条約草案は最初の条約草案と同じ国の署名を得たが、公式の批准のために行われてきた外交会議は戦争が理由で召集されなかつた。スイス政府は関係政府に対してこの問題に関する複数のノートを誠実に出した後、最後にはこの望みをあきらめ、諸国に対して「会議は将来に延期されるべき」と提案した(86頁)

4：ワシントン会議までの道のり：パリ和平会議と労働憲章

鮎澤氏は、第一次世界大戦が各国の労働者に及ぼした影響について、兵士として従軍した労働者の国際連帯の分断・敵対を詳細に記し、それだけでなく戦時労働法の制定がこれまでの労働者保護を台無しにしてしまった状況もつづさに記している(87-98頁)。しかしそうした戦時下にあっても、中立国(ノルウェー、スウェーデン、デンマーク及びオランダ)の社会主義者は1915年2月にロンドンで行われた「Inter-Allied Socialist and Labor Conference 社会主義者と労働者の同盟会議」を呼びかけ、同年4月には中央ヨーロッパ諸国の社会主義者たちもウィーンで、また同月ハーグで「国際女性会議」が開かれ、いずれも平和を求め、戦争によらない紛争解決を強く求めた。とりわけ「国際女性会議」の「将来における永続的な平和を確立するために戦争中であっても国際的なし得るもの、すなわち憎悪や仕返しへの抑制及び諸国間の相互理解の促進」と云った活動も見逃すことはできない(98頁)。

戦争中に、社会主義者たちの多くの国際会議を開催すると云った連帯活動が見られ、なかには各国内での革命

の実行を決議した会議もあったが、とりわけ重要な会議は「連合社会主義者と労働者の会議」であり、1917年8月第2回会議(ロンドン)、1918年2月第3回会議(ロンドン)に注目する必要がある。鮎澤氏はこの成果について、「国際連盟に賛成し、秘密外交(秘密の外交上の駆引き)に反対し、軍備削減に賛成し、帝国主義に反対した。この決議は特に、和平条約締結後の経済戦争の非承認を述べた。失業を少なくするために、この会議は世界中での公務労働の規制を擁護した。我々の視点から重要な側面は、労働が政府の審議会の中に労働の代表の席が与えられるべきであると主張したことであった。これを実現するために、従ってイングランドの Arthur Henderson、フランスの Albert Thomas、及びベルギーの Emile Vandervelde からなる委員会が指名された(104頁)。彼らの責務はこの目的のために様々な政府と交渉をすることであった。世界の労働が粘り強いアジテーションの結果として達成した成功は、国際連盟条約における労働憲章に見られ得る(105頁)と評価した。

パリ和平会議は1919年1月18日に開催され、1週間後の第2回本会議で、「国際労働立法を研究するための委員会」を設置することが決議された。鮎澤氏はその経緯及び成果について次のように記している(105-107頁)。その目的として「国際的な側面から雇用の条件を調査すること、雇用の条件に影響を及ぼす命題に関して共通の活動を確保するために必要な国際的手段を検討すること、及び国際連盟と協力して及びその支持の下で、こうした調査及び検討を継続する常設機関の形態を勧告すること」とされた。委員会は合衆国(2名の委員)、大ブリテン(2名)、フランス(2名)、イタリア(2名)、日本(2名)、ベルギー(2名)、キューバ(1名)、ポーランド(1名)、チェコスロバキア(1名)の委員からなり、Samuel Gompers が委員長となった。ベルギーは労働立法を漸進的に進めてきたとの理由から1名の増員が認められた。日本は落合在ハーク全権大使、岡實商工局長官であった。ここでは紙幅の関係もありすべてを記録しないが、鮎澤氏は主要な会議の主たるメンバーの名前を特記しており、これ以降のワシントン会議までの様々な会議においてもさらに詳細に担当した代表の名前を明示している。それはそれぞれ代表する組織の考え方だけでなく、それぞれ個人の考え方が草案作成に大きく影響を及ぼすと考えたからに他ならないと思われる。この本書の紹介では一々述べないけれども、我々は鮎澤氏が提供した資料に基づいて、国際労働立法の歴史的展開のプロセスを正確に理解できるのである。

1919年は、国際労働立法を求める運動にとって、極めて重要な1年であった。社会主義者の様々な会議(とり

わけ汎アメリカ会議)、共産主義ロシアの「第3インター」、国際労働組合連合総会、国際女性会議及び国際学生会議などの会議が様々な宣言或いは決議を、和平会議及び引続くワシントン会議に向けて発信した(106-131頁)。

4-1: 多国間条約制定の障害: 経済競争と国際労働基準の衝突

鮎澤氏は、この段階で第1部を閉じ、第2部へと、別の視角から国際労働立法制定への越えがたい(現在でも完全に解消されていない)大きな種害を記している。それらは5章「困難の分析」との表題の下で展開される。少し長い引用になるが、その1項「競争と協力」の全文をここに引用する。

「国際規模で労働のための立法をする試みが直面する困難さは多数あるが、国家が協力ベースで結束するのを妨げる顕著な障害は、愛国主義的攻撃精神及び通商上のライバル関係である。当時の無慈悲な産業主義による搾取から、若年の見習い労働者を工場法により保護しようとしたイングランドの初期の活動は、製造業者が提案された立法により損害を受ける可能性があると考えられ、精神的に反対された。特に述べることに利益があるのは、保護的労働立法に抵抗した者は、それが国家を危険にさらすとの口実に基づいた主張に根拠をおいていたことである。彼らが主張したのは、提案された立法において企図されているような高い基準がより低い労働基準を持つ他の血の製造業者との貿易競争において、イングランドの製造業者に対して深刻なハンディキャップを課すことになる」と云う。

「経済的不利益、すなわち貿易及び通商における結果的損失は、最終的に国家の産業の没落だ!」。このアピールは従って、国家主義の心理に働きかけた(135頁)。国内立法を妨げる国家的或いは商業的ライバルについてのこれら昔の考え方が普及する限りにおいて、それは国際労働立法をもたらす合理的な希望の範囲の域外にある。

当然ながら、より安価な生産コストが、労働者に対して負担するコストがいくらになるかを問わず、究極的に産業及び国家により大きな最終利益をもたらすとの、この時期に普及していた経済的教義は、殆どの製造業者により受入れられた。

工場法及び一般的に労働者の利益になる立法は、そこそこの賃金、そこそこの衛生条件及び相対的に短い労働時間すべては、増加した生産及びより高い産業の効率性が理解され始めるとすぐさま、加速された。労働立法の開始以降の100年間を通じて、多数の証拠が積重ねられ、

労働条件改善のためにアジテイトした改革者の主張を支持した。

国際労働立法は我々がすでに明らかにしたように、博愛主義者 Owen の高い人道主義的動機とともに、実用的ビジネス感覚に多くの起源を持つ。Owen はキリスト教社会主義の提唱者であり、尋常でない大きなビジョンを実用的判断に組合せた。しかし、彼の提案は、時代が熟していないが故に生存中成果をもたらさなかった(136頁)。諸国家は、低賃金、長時間労働、栄養不良の労働者を犠牲にして、彼らの苦しみ及び悲惨について、政治家並びに製造業者が徐々に何らかの救済の必要性をはっきりと理解するまでに悪化した形態が具体化するまで、商業上の競争や貿易競争を継続しなければならなかった。彼らにより求められたものはそれ故に、既存の適応障害を救済することであった。彼らが求めた救済は、「労働者の人格」及び「労働者の譲渡し得ない権利(絶対的権利)」と云った近代の考え方の承認ではなく、産業における特定の害悪に対するものであった。別の言葉で言えば、労働の耐え難い条件を改善する基本的な動機は、人間としての労働者の基準を強化するのではなく、産業における害悪の重大な結果を防ぐ希望に存した。その間に、産業成長の誤れる形成はすでに、ある者たちにとって矯正不可能な段階に思われるものに到達した。革命理論及び闘争戦術を持つ「インター(第一から第三)」はすでに、政府が産業の状態を検討するために国際会議を呼びかける以前のずっと昔に形成された。声が聞こえたのは、1890年の成功しなかったベルリン会議が招集される一世代以上も前のことであった。すなわち「妖怪がヨーロッパを徘徊している。共産主義と云う妖怪だ!」。政府は気付くのに遅れた。彼らは協力ではなく競争することになった。

国際労働立法の制定における第一の任務はこの問題を検討するためにだけ会議において政府に仲直りをさせることであった。この任務でさえ決して容易に成し遂げられなかった。この困難性は多くが成功ではなく失敗したスイス政府の執拗な活動のケースにより、豊富に例証された(137頁)。Owen が Aix-la-Chapelle において皇帝会議に対する彼の歴史的記念に取組んでから、不十分な準備で呼び掛けられたベルリン会議までに二世帯が経っていた。その他すべての関連する問題に比べてもっと驚くべきものは、世界中の労働規制の「穏健な実験」をスタートさせるために世界中の政府が集まったのは、Owen の最初の呼びかけ以来 100 年以上も経っていたとの事実であった。そして、この穏健な試みでさえ、正常な展開としてではなく、天罰、すなわち第一次世界大戦の結果実現した(138頁)。

そして鮎澤氏はさらにまた同章の 3 項「現在世界の状況と問題」との表題の下で、次のように当時の問題点を

指摘した。すなわち、

「戦争のおかげで、それについて我々はほんの少しだけ感謝すべきであるが、この障害がついに取り除かれた。世界中の政府は、会議のために集まるよう強制され、彼らは連盟を形成した。その条約において、世界の労働者のための「権利章典」が存在した。労働立法の国際システムの構築における主要な任務は、従って達成された。毎年会合を開くことが予定されている会議は政府や労働団体単独でなく、影響を受ける利害関係 3 団体すべて、すなわち使用者、労働者及び政府の代表により構成されることになっている。我々は今や、国際労働立法の問題の実用面の検討をする立場にある。

大まかに云って、すべての組織が国際協力を先に進めるためにチャレンジする、今日直ちに取組まれなければならない問題とは、世界再興の途方もなく大きな命題である。しかし、このことは研究者が作ることができる単一の機関の範囲を超えている。時間の要素を考慮しなければならない(138頁)。著しく広くゆるがせられてきた文明化の基盤は 1 日で再びしっかりとしたものを作ることはできない。実用的な解決を見つけるために、国際労働立法のこの問題は従って、現実世界の状況の視点からアプローチされなければならない。

一つの事柄は明確である。すなわち、戦争の結果として、労働の安定性の広がった弱体化が存在してきた。数百万人の労働者の命が失われ、産業はその人材を奪われてきたので、直ちに行われなければならない活動は、すべての国において、生産を増加させ、同時に労働者に対して高い基準の労働条件を保障する措置が講じられなければならない。国家及び社会は戦争の破壊的な結果から復興させるためには、どの程度 Living Productive Forces (生活するにたる生産する力を満たす) が手当てされなければならないかを判断しなければならない。我々が想起しなければならないのは労働憲章であり、それに基づいて我々は頻繁に、熱心に意見を述べたのであるが、Sidney Webb がそれを呼んだように、結局のところ「貧弱な最小限」を定めたにすぎなかった。しかもこの法案に関する世界の組織労働者により表明された意見は、楔が解き放たれたものとは程遠いものであった。事実問題として、AFL のような多くの中核的な労働団体は、彼らの不満足を記録するだけにとどめたが、急進的或いは「赤色」団体は当初からそれを拒絶した。

これら相違は国際労働立法に関連して、誠心誠意の団体の精神(esprit de corps)及び全組織一致した活動の確立を妨げ、その発展に対して重大な事実上の困難をもたらした(139頁)。その他の事実上の困難さは様々な諸国において、政治的、経済的及び風土的に得られる条件の相違に見られる。これらの内、経済的条件は国際協力の

発展を妨害する最有力な要因であると思われるけれども、日毎にかつ月毎に、世界は経済的により相互依存するようになり始めている (140 頁)

鮎澤氏は、克服されなければならない障害について次のものを挙げている。①地理的及び自然環境の相違、②法的或いは憲法上の相違、③社会的伝統 (偏見及び無知)、④経済システムに深く根ざした相違である。

4-2 : ワシントン会議までに各国で形成されて

来た国内労働条件の概要

鮎澤氏は、ワシントン会議の基準策定作業に触れる前に、6章「多様な経済条件」を設け、戦争中の尋常でない状態での国際協力でなく、平常時の国際協力において、各国の労働基準の相違を明らかにし、その統一への可能性を探る作業を行った (148-151 頁)。それは「何が救済されるべきなのか? この悪い影響を緩和するために経済活動の共通の土台を見つけることが、国際労働立法の職務であるのは明らかである。第一に、労働基準を規制するための手段が見つけられなければならない。国際労働立法の最大の任務は、すべてが同意できる基準の設定からなる。従って、実際に困難であるのは多様な産業の条件、進歩の不均衡、労働立法における経験の程度の大きな相違、労働団体の不存在或いは不十分な基盤及びその他経済的多様性を調整する困難である」(150-151 頁) ためであると説明している。

そのために取上げたのは、①労働時間法制、②失業、③妊娠・出産保護法、④女性の労働の権利、⑤児童雇用(最低年齢及び夜間労働)、⑥危険有害業務への女性及び児童の雇用とこれまで様々な会議などで検討されてきた問題が含まれ、詳細にその各国における規制の現状が、ワシントン会議のために「組織委員会」が作成した「Report I to IV」に基づいて、淡々と、明確に記述されている (149-170 頁)。例えば労働時間の記述を見れば、1日8時間週48時間労働について「8時間労働或いは週48時間に関して和平条約(427条)において定められたものが、単なる「基準」或いは「基本」であってはならず、それに基づいて所定内賃金が計算され、時間外割増賃金が開始されるポイントを画定するものであると事実上、注意が喚起されなければならない。この規定の目的は、不当な疲労及びその他これに付帯する害悪を結果としてもたらす、長時間労働のすべての可能性を排除することであるが、但し、労働者と使用者の賃金交渉により生じる制約に服する場合は、その限りにおいて例外が許される。別の言葉で云えば、それが狙っているのは、労働者

に対して明確なレジュー及びレクレーションや社会生活の機会を確保することである。様々な国における現行法及び慣行はこうした原則に決して一致していない」(154頁)として、ワシントン会議での包括的な基準策定を求めていくことになる。

5 : 1919年ワシントン会議

第3部はワシントン会議の構成、プロセス及び採択された条約を詳細に記している。この会議は第1回国際労働総会、すなわち最初のILO総会であって、その準備のために「Organizing Committee 組織委員会」が設置され、メンバーが指名された¹⁵。メンバーは鮎澤氏によれば(174頁)次のようになっている。

合衆国 : Dr. J T Shotwell (Provisionally), Professor Columbia University

大ブリテン : Sir Malcolm Delevigne, K C B, Assistant Under-Secretary of State, Home Office

フランス : M Arthue Fontaine, Councillor of State, Director of Labor

イタリア : Sig Di Palma Castilione, Inspector of Emigration

日本 : Dr Minoru Oka, Formerly Director of Commerce and Industrial Affairs, Ministry of Agriculture and Commerce

ベルギー : M Ernest Mahaim, Professor at Liege University

スイス : M W E Rappard (Provisionally), Professor Geneva University

委員長はフランスの Arthur Fontaine、事務局は大ブリテンの H B Butler がその任に当たった。

1ヶ月後の5月10日に、組織委員会は各国政府に回状を送り、ワシントン会議で議題それぞれについて質問をし、会議においてそれぞれの政府による議題の課題及び対応等について事前に聴取すること、代表及びアドバイザーの指名はその詳細な情報、国内労働法及び慣行に関

¹⁵ 国際労働総会のための組織委員会の設置は、パリ和平会議の4月11日の全体会議において、付属文書に定められるところから従って採択された決議によって行われた。その決議は「英国代表によって提案された修正を受けた、組織委員会が直ちにその作業を進める権限を授けること、国際労働法制委員会によって提出されていた労働条件の国際規制の促進のための常設機関を形成する条約草案を承認すること、並びに10月の会議(ワシントン会議)のための組織委員会のメンバーを直ちに指名することに関して、事務局がそれぞれの政府に要請するよう命じること」(173頁)とされた。

する情報の事前入手を目的とし、8月18日には「Report」(I-III)に整理された情報が公になった¹⁶。

5-1：日本代表団と労働者代表の代表資格問題

このことについて詳細に触れているのは、本書以外に見当たらない。8章2項において「The Case of Japan」及び3項「The Struggle of Japanese Labor」との表題の下に詳細が記されている。総会では多くの委員会が設置されたが、その中で問題となったのは「Committee on Credentials 代表資格審査委員会」における労働者代表の代表資格であった。それは日本における労働者代表の選出も大きく関係していた。当時の日本において労働者組織が十分に育っていない原因として、鮎澤氏は治安警察法、とりわけその17条を指摘し、パリ和平条約389条が「使用者或いは労働者を最も代表する」団体と協議してそれぞれの代表を選ぶよう命じているにもかかわらず、日本政府は労働団体にほとんど注意を払わなかったとして、次のような政府の選別方法を記している。

「このことすべての結果は日本の労働代表を選ぶ中で、数少ない団体だけでなく、帝国の圧倒的多数の非組織労働者の選択権を認めるために、政府が工夫した「多角選抜スキーム Multiple Election Scheme」(Fuku-Senkio Ho と表記している)を練り上げる中に見られた。この巧妙な工夫をするために取られた援用は、政府が少なくとも一時的に、労働団体の承認問題を避けることを可能にした。と云うのも、労働組合のメンバー或いは非メンバーいずれが選ばれたのかを誰もはっきりと知ることができなかったからである。最後に、9月に、いわゆる「労働代表の全体総会」が農商省副大臣により東京に召集された。この会議のために、政府によって命じられたように労働代表を選ぶために、前述の「多角選抜」の方法によって日本の各地区において選ばれた代表がやって来た。しかしこの会議は不吉な企てであったことが証明された。総会の冒頭から代表を選ぶ中での政府の、主張に係る介入に対して、組合員により抗議が提起された。それは出席代表の1/3以下が自らを本当の労働者であると見なし、労働の代表者が骨を折って労働をする肉体労働者でなくてはならず、空論にふけるだけの非労働者ではないと主張した(216頁)。鋭い疑問が、労働団体が承認されたのかどうかに関して提起された。総会の初日に、鈴木文治は抗議のために会議を離れ、彼には複数の者が従った。この討議は3日間で終了し、最終的に日本造船

会社(鳥羽造船所)の技師長で取締役の榎本卯平が選ばれた(217頁)。鮎澤氏はこの出来事をこの時の日本が「騒然とした不安だらけ」であったのは事実であったと記した(217頁)。

また彼は、「日本政府がこの総会を重大であると見なしたことは、それが送出した異例の大規模な代表によってさらに証明された。彼らがシアトルに到着したときに、現地の人々は日本人専用(Japanese Special)の何台ものバスに遭遇した。それは50余りの代表、アドマイザー、書記、通訳及びその他公式及び非公式の随行員を輸送するためにあちらこちらから、大陸を横断して首都まで輸送するために、総会の日及び開会時間にワシントンに到着するよう計算されて派遣されていた¹⁷。しかし、日本人の労働代表の地位に関する不確かさは、依然としてこの代表の前に立ちふさがった。

この代表は、彼らが首都に到着した際に、日本の労働代表の資格に関する抗議が Gompers 氏によって提起されていたことが伝えられた。従って、彼らは総会の最後の日まで、彼らが関係した困難と闘わなければならない前兆により歓迎の挨拶がなされた。

この抗議が最初、友愛会委員長の鈴木文治及びその他によって提起され、Samuel Gompers に異議申立の書簡を送り、この書簡は総会に伝達するために提出された。この問題は「代表資格審査委員会」に付託され、その後、委員会はこのケースを政府代表によって提出された説明に基づいて審査した後、11月6日、総会に報告した。すなわち「日本代表に関する抗議に何らの行動もとられるべきでない」とした。しかしながら、この問題は休息を許さなかった。ベルギーの Corneille Mertens は解決を提示し、その中で「ワシントンにおける国際労働総会への労働者の代表は、日本の労働者代表が不在であることを特に記した」とし、これが採択された(218頁)。そしてまた、この代表資格を認める委員会の全会一致の報告もなかった。Jean Oudegeest は委員会のメンバーとして、それをこの報告に記録した。すなわち「今後、労働代表は日本の労働組合と協議の上選ばなければならない」とした。

鈴木氏の抗議はその効果を持った。日本における労働組合運動は今後の構造のための礎石をここに獲得した

5-2：「特別国に関する委員会」での日本政府の

¹⁷ 日本代表団の写真は、ILO 駐日事務所「小史：ILO 東京支局の開設と閉鎖」1頁に掲載されている。「総勢60名近い大代表団を送り込みました」との説明がなされている。しかし彼らは総会或いは委員会における困難な防戦を想定して派遣されたのであることも記録する必要がある。

¹⁶ なお日本は外の7ヶ国とともに、期日までに回答しなかったため、「Report IV」(補遺報告)に掲載されている。

立場

労働基準は、当然ながら、和平条約 427 条 2 項は各国の「気候、習慣及び慣習の相違、経済的機会及び産業の伝統が労働の条件における厳格な統一を直ちに達成することを困難にする」と認める場合、しかるべき例外或いは猶予を適用する必要があることは言うまでもない。

「Committee on Tropical Countries 熱帯国委員会」はある国がそうした条件を満たしているのかどうかを審査する (219 頁)。日本がこの基準を満たすのかどうか議論された。鮎澤氏はこの顛末も詳細に記している。それは政府及び使用者代表にとって、主として労働時間の例外・猶予が適用され得ることを意味したからである。他方、労働者代表はこれに強く反対し、双方その主張を譲ることはなかった。

労働者代表は榊本氏の代わりに、東京大学卒業生（鮎澤氏が特に学歴を記したが、名前は明らかにしていない人物）が次のように演説したと記している。すなわち「熱帯国に関する委員会が（日本を特別国に）指定した理由について、日本の労働者代表は、「日本は熱帯国でなく、イタリア、スペイン及び合衆国と同じである」と強く主張した。彼は Huntington の「文明と気候 Civilization and Climate」を引用して、「日本は北アメリカやヨーロッパと異なることのない、産業活動に有利な地帯に存している」従って、日本をこの特別国のグループに含めることはばかぢげていると主張した。労働者代表の間では、この委員会を「穢多村」或いは「賤民社会」と呼んだ。「穢多」とは日本において最もひどく嫌われ、軽蔑された社会的賤民であり、それらの名称はスキャンダルの対象と同義であった¹⁸⁾ (221 頁)。しかしながら政府及び使用者団体の代表にとってみれば、熱帯国に指定されることが、国際競争に有利になることが明白であり、労働者代表にしてみれば、日本の尊厳を大きく損なうもので、労働者の長時間労働を改善することができないことになる。委員会は合計 14 回の会議を開き、激しい論戦が繰り広げられたと鮎澤氏が記している。その途中で、委員会の名称変更の動議がなされ、より抽象的に「Committee on Special Countries 特別国に関する委員会」への変更が異議なく採択された。しかしそれでも全会一致を達成することができず、日本の労働者代表は「少数者報告」を提出し、全体会議に望みを託したが、日本の特別国の指定を覆すことができなかった。その経緯及び顛末を、鮎澤氏は次のように記している。

「この状況は報告者 George N Barnes によって行われ

た強力かつ訴える力のある演説により、最終的に助けられた。彼は日本産業に対して 1 日 8 時間労働を強制する非正義を雄弁に証明した。この状況は緊張かつ劇的であった。最終的に多数者報告が 45 対 43 の僅差で採択された。

採択された委員会の多数者報告は、日本に対してこの主要条約の規定を適用することについて、5 年間の「猶予 delay」を認めるべきことを勧告した。その間に次の修正が採択された。石炭鉱業及び採石場における労働は直ちに主要条約が適用されなければならないが、絹産業については週 60 時間労働が許される一方、その他すべての産業は「最長 1 日 9 時間 30 分或いは週 57 時間ペースで運営され得る」とした。さらに定めたのは、工場法の範囲に属する工場は、これまで定められていた 15 人を超えるものに代えて、10 人以上を雇用する工場とされるべきことであった (222 頁)。週 48 時間労働はさらにまた、15 歳以下の児童に適用されなければならない。さらにその上に、週休息期間の継続する 24 時間は、誰にでも提供されなければならない、超過労働時間は主要条約の規定に一致して取極められなければならないとされた」

鮎澤氏は直接記していないが、こうした各委員会の解決は、主張の対立がある場合、実質的に、可能な限り原則的基準に近づける措置を勧告しながら、対立する両主張の調整を図る柔軟な運営が行われたと見なすことができ、鮎澤氏にとってプラグマチズム的、平和的かつ漸進的な紛争解決の、国際労働立法化を実効的に推進する立場から、あるべき一つの事例として、歓迎していたのではないかと思われる。こうした解決は引き続き記されたインドのケースにも妥当すると思われる (223-231 頁)。

5-3 : 失業問題

失業の問題（議題の第 2 項目）は、すなわち「失業抑止及び給付」の問題は「11 月 3 日の総会の全体会議により 3 人の委員から構成されるこの委員会に徹底的な研究を付託された。総会は従って、さらにまたこの委員会に対して、イタリア労働者代表 Gino Baldesi によって提出された課題、すなわち「相互主義に基づいた外国人と自国労働者の平等待遇の原則」の調査を付託した (234 頁)。

この問題の大きさ及び複雑さはすぐに分り、従って委員会は 3 の小委員会に分割された。第一小委員会はフランス政府代表 Max Lazard 議長のもと、失業の制度的観察失業の抑止に関する問題解決を引受けた。第二小委員会は失業者の問題について、職業紹介機関及び失業保険を通じた彼らの保護について取組んだ。最後に第三小委

¹⁸⁾ 読者はこの表現について、1919 年当時のものであることを念頭において、読んでいただければ幸いである。

員会は、Viscount de Eza の下で、失業問題に関係する移住問題を取上げた」(235 頁)

鮎澤氏はこの「小委員会」の議事録について、謄写版或いはタイプ版のみが入手可能であったとしており、このことは彼がワシントン会議のすべての討議資料を入手して、そのプロセスを描いていることが分る¹⁹。小委員会が提出した最終報告は「3の小委員会により個別に得られた判断の編纂であった。それは6章からなり、以下を扱っている。①情報の収集と公刊、②雇用、③失業に対する保険、④公共作業の配分、⑤失業した外国人労働者の保護、⑥外国人労働者の待遇における相互主義である」(235 頁)。この中で特筆すべきは⑥の外国人失業者に対する相互主義の適用であった。この問題は第一次世界大戦直前まで、ヨーロッパ諸国における二国間条約ですべてに土台が形成されていたと思われる。採択された該当箇所は「この条約を批准し或いは加入する国は、労働保護に関連する法及び規則の利益、並びに合法的団結する権利を、これら一つの国に属する労働者で、別の国において雇用されている者、並びにその家族も一緒に、相互に認められなければならない」(237 頁)の文言に結実され、鮎澤氏は特に述べていないが、二国間条約の積重ねが政府代表及び使用者代表の承諾を後押ししたのであると思われる。

しかしながら白熱した討議が行われたのは原材料の衡平な配分に関して、イタリア労働者代表によって提出されていた問題であった。少し長くなるが、鮎澤氏が記録したこの少数者報告の問題検討のプロセスを引用しておく。

「この問題が小委員会に最初に提出された時、この提案は委員会の多数者により、政治的性質を持つこうした経済問題は、議論する管轄範囲に属しないとの理由で拒否された。少数者は Baldesi により率いられ、委員会の他の労働者代表のメンバーによる支持を得て、多数者の拒否に同意せず、この問題は総会の権限の範囲内にあること、従って失業の重要な原因を扱うことはこの小委員会の権限の範囲内にあると主張した。複数の国の間における原材料の配分を改善する問題を扱う責任がある委員会により、実務的な方法が提案されなければならないと判断された。

この問題に関する少数者の主張は、国際的利害の経済的視点から進められ、国家主義的感情を殆ど考慮せず、

¹⁹ なお、鮎澤氏は、これら小委員会の議事録は謄写版或いはタイプ版のみが入手でき、日本政府は総会においてすべての小委員会で用意された会議の議事録を持っている。政府代表も小委員会を含めすべての委員会並びに総会討議の資料を持っていると記している(235 頁注3)が、日本語版のみであると特に記している。

主として経済面を強調した。この提案は、Jouhaux、Ilg、Oudegeest 及び Martens と云った総会の左翼リーダーの完全な支持を受けた一方、使用者代表はほぼ全員がそれに反対した。後者の主張は、この提案が実際に財産権に介入すること、国際労働総会は、その任務が労働条件を改善することだけであるので、これまでそこまで進む権限が与えられていないと云うものであった。既存の失業の広大な範囲及び戦争により演じられた大混乱を描いた後、少数者の報告は次のように述べている(238-239 頁)。

「この多くの労働者をして、原材料があるそれらの国に向けて移住せざるを得ない状態を維持すべきか？或いは労働力が豊富にあるそれら諸国において上述の原材料を入手可能にすることがより正しく、人道的でないであろうか？人が生まれた国から追出される悲哀を回避する機会が与えられるべきことが正しいとすれば、彼らが良い人物で、より価値のある市民であればあるほど、子ども時代から成長してきた誕生の地に彼らはますます深い愛情を持っている。従って、この答えは疑問の余地はない」

天然資源を多く供給されている諸国は、こうした提案に憤慨することになり、自己の所有物を処分する自由及び権利に介入するに等しいとの異議に応える中で、労働者代表は次のように主張した。

「労働者も、第一に労働者自身の財産、第二に彼が属する国の財産の、二倍の尊重を受ける、二倍の権利資格があると見なされ得る。このことは、総会において代表されている国が、何らの感情もなしに人の労働条件について幾つかの国際規制を見るのを望むことを妨げないけれども、そうする中でそれら諸国はいかなる意味においても、自尊心を傷つけ或いはそれによって権利を侵害する」

この重要な問題に速やかな行動を求める労働者代表の現実的な提案は、Gino Baldesi の動議に具体化された。それは次のものである。

「失業の問題は、原材料の配分及び海運手段及び航空運賃の問題に密接に関係していることを考慮すれば、すなわち、さらにまたこの問題が国際連盟の理事会によってのみ、実効的に扱われ得ることを考慮して、理事会はこの問題を検討し、解決することを引受けるべきであると勧告する」

この動議に対する反論は別に、フランス及びスイスの使用者代表によって提出され、すべての問題が棚上げされ、理事会にこの問題の複雑さを理由として付託されるべきとした。この反論及び Baldesi の異議申立はいずれも却下された」(240 頁)。

この討議プロセスは、19 世紀からフランスやドイツ或いはオーストリアへ多くの労働者を送出さざるを得なか

ったイタリア労働者代表による、根本的な、究極の解決策であることがよくわかる。鮎澤氏も特に記していないが、この点にも留意していたと思われる。それは彼の次のこの問題への締め括りの一文により推測できるのではないと思われる。すなわち、

「総会によって最後に採択された草案に対する重要な修正は、移住労働者の規制及び保護を研究するために指名される国際委員会のメンバー資格に関係した。これは合計メンバーの半分をヨーロッパ諸国に限っていた。後に本章において、我々はヨーロッパ対非ヨーロッパ諸国の問題をさらに扱わなければならない」(239 頁)

5-4 : 女性の雇用

この問題は議題の第 3 項目に取上げられていた。この問題は和平条約 13 編 389 条及び 427 条の 9 原則の中で取上げられ、鮎澤氏はこの問題を和平条約 13 編の「魂」であることが認められていたと特に記している。また多くの著名な女性運動家が、委員会のメンバーとして指名された者、メンバーの代理の資格で、或いは議論に参加した多数の女性アドバイザーが討議に参加した。彼はその中でも議長を務めた大ブリテンの Miss Constance Smith、チェコスロバキアの Madame Majerova、フランスの Madame Letellier 及び Mlle Bonvier、イタリアの Madame Casartelli 及び日本の Madame Tanaka を特に記している (240 頁)。またこの最終報告者として総会で論陣を張った Miss Constance Smith の名前も挙げている (241 頁)。

鮎澤氏によれば、委員会は検討の対象を大幅に抑制し、実現可能な項目に限定する方針を選択したとされている。そのために依拠されたのは 1906 年のベルン会議の成果であった。ベルン会議から 13 年が経過したことを考慮して、どのようにその間の女性保護の進展を、とりわけ適用範囲の拡大をカバーするべく修正するかが問題であった。以下において少し長くなるが、鮎澤氏が記した討議のプロセスを引用することにする。

「改定を求める理由は明白であった。ベルン条約署名後 13 年が経過し、その 13 年間の間において、様々な国の産業の成長は顕著であった。さらにその上に、戦争は労働者の法的及び経済的地位に多くの変化をもたらし、とりわけ女性のそれは大きく、そのためにベルン条約の規定がすでに時代遅れになったと述べても決して誇張ではないことになる。にもかかわらず、委員会は施行されている条約の改正を果たす試みが無駄になると認めた。従って、既存の条約の主要な規定には触れないで、委員会はそれに代えて「女性の夜間労働に関連する新たな条

約が総会によって述べられるべきであり、1906 年のベルン条約にとって代わられるべきである」と勧告した。委員会の任務は、事実問題として、ベルン条約の規定を拡大する中に存する。

昔の条約 (ベルン条約) は 10 人以上の労働者 (men or women) を雇用している事業所に適用を限っていた。大戦争及び産業条件における驚異的な変化を経験した 13 年間は、1906 年の条約が定めたような幅広い制限が、現在では、女性労働者を保護するに不十分であることを明らかにした (241 頁)。それ故に、雇用される者の数に関連した制限が除去されなければならないと提案された。条約は「家族のみを雇用する事業所」は適用されるべきでないと述べた条項のみがそのまま残された。

現行の条約が少なくとも他の条約と同じ範囲で適用されるべき必要性の見地から、委員会は「工業事業所」の定義の言換え (restatement) について、他の条約の適用範囲内のすべての事業所を含めるよう提案した。このことは最初に草案の中に代替条項の挿入が必要であった。従って、条約は今や以下の事業所に適用されている。

(a) : 鉱業及び採石並びにあらゆる種類の資源抽出産業

(b) : 物品が製造され、加工 (alter) され、修理され、装飾され、完成品とされ、又は販売用に改造され、又は分解され或いは粉碎され、又は物質が変容される産業 (発生、変容及び動力の伝導、電気、水力等々、海運・洗濯作業を含む)

(c) : 建物の建築、改築、修繕、整備 (maintenance)、改造或いは解体、鉄道、路面電車、港湾、船渠、埠頭、運河、内陸航行、道路、隧道、橋梁、陸橋、下水道、排水路、井戸掘削、電信、電話取付、電気事業所、ガス作業、水作業、若しくはこうした作業或いはビルの基礎の準備及び及施工のためのその他作業或いは建設

各国それぞれの法は農業及び商業から工業を分離する区分によって定義しなければならない。

時間には「夜間」を含むのかの問題に関して相当議論された (242 頁)。1906 年のベルン条約は、午後 10 時から午前 5 時の間の時間を含む、継続した 11 時間と定めていた。これに触れて、イタリア代表の Mrs. Laura Cabrini が中断されない継続した 8 時間の夜間休息でなければならぬと主張したように、委員会において意見の相違があった。この規定は指摘されたように、残りの 16 時間の間の二つの 8 時間交替シフトの便宜を許すことになる。この提案は委員会において受諾されなかったが、彼女は総会の少数者報告としてそれを提出した。

別の少数者意見は、フランス使用者代表により表明されたもので、それによれば、工場経営者の視点からすれば、「産業が重大な中断なく操業するとすれば」午前 4 時から午後 10 時までの終了するデイ・タイム雇用時間を拡

大するために必要であると主張した。この動議は結果として、各シフトの作業が 1 時間の休憩により中断されることを追加して提出された。しかしながら、この提案もイタリア代表の提案も受諾されず、多数者報告が採択された。

多数者報告に具体化されているこの条約は、「夜間」の用語が「少なくとも、午後 10 時から午前 5 時の間を含め、11 時間の継続した時間」を意味すると定めている。政府規制がこれまで女性の夜間労働を制限していない国において、条約はこうした国において、「夜間」の用語が「暫定的かつ最大 3 年間、午後 10 時から午前 5 時までの間を含む 10 時間の時間を意味していると解釈されなければならない」と特に定めている (243 頁)。この規定の利益は、当然必要になる準備する時間がなく、変更することができなかったことに起因して、女性の夜間労働を禁じる試みが今なお成功していない日本のような国により明らかに感じられることになる。インド及びサイアム (タイ国) にとって、現行条約が「国内法により定義されるすべての産業事業所に関して、政府により一時的に停止され得る」とする特に定められた利益であった。不可抗力、すなわち季節産業等々と云ったケースに適用され得る、条約規定の一般的な例外は、この総会で採択された他のすべての条約と全く同じやり方で、定められている。

妊産婦保護に関して、総会は恐らく最も徹底した条約を採択した。それは現行条約の趣旨から、「女性 (婦人)」の用語が「年齢或いは国籍を問わず、既婚或いは未婚を問わず、すべての女性」を意味すると定義し、「子供」の用語が「すべての嫡出或いは非嫡出子」を意味すると定義している。この条約の重要な部分は、3 条及び 4 条に見られる。その中で定められているのは、女性の賃金稼得者は工業或いは商業事業所いずれにおいて従事しているかどうかを問わず、お産の直後以降 6 週間雇用されてはならないと云うものである。彼女はさらにまた産前 6 週間、医師の診断書を提出のうえ、仕事を離れる権利を持つ。さらにその上、お産の予定日の推定に誤りがあるケースにおいて、条約は妊娠・出産手当が拒否されるべきでないと定めている (244 頁)。この手当は国家により或いは保険システムによるいかなるケースにおいても彼女に支払われなければならない、この妊娠・出産手当は「母親と子供の十分かつ健康を維持するに十分でなければならない」と定めている。女性はさらにまた、医師或いは認可された助産師による無料の看護を受ける権利資格がある。手当の正確な金額は、各国の「管轄当局」に決定が委ねられる。育児の趣旨から、労働時間中 1 日 2 回 30 分間が乳児を持つ女性に付与されなければならない。

総会は商業事業所が含まれるべきかどうかの問題に

困難を感じていた。すなわち、Leon Jouhaux が三分の二の女性賃金稼得者が商業に従事しており、工業事業所でないこと、それ故に、この条約の目的が賃金を稼得する女性を保護することであるとすれば、条約の適用範囲に商業事業所を含めないことはばかげていると主張した。この主張の力は政府代表が執行の困難さの見地から、こうした全面的条約に関係するのを不可避免的に躊躇することを明らかにしたけれども、説得力があった。特に述べられるべきは、これは「商業事業所」が導入された唯一の条約であった。ワシントン総会で採択された条約の残りは、もっぱら工業にのみ適用される。このことはそれ故、著しく進歩した立法であった (245 頁)。

6 : 児童の雇用及び危険有害業務

議題の 4 項目目は児童の雇用に関する問題であった。総会は次のように雇用における最低年齢及び夜間労働などについて採択した。すなわち、

「最終的に採択された条約によれば、夜間休憩の時間は、午後 10 時から午前 5 時までの時間を含め、11 時間の継続した労働時間の一部として定義された。一般的な 18 歳下限は、燃料の無駄或いは材料の急激な悪化を回避するために、日夜継続して作業を行う必要がある工業において 16 歳に引き下げられる可能性がある。この例外には鉄鋼、ガラス作業、製紙、素糖、金鉱業等々の製造が含まれる。16 歳以上の若年者の夜間労働の禁止は、公共の利益がそう要求すれば、或いは使用者が予見することができない並びに周期的性質でない緊急事態が生じた場合、停止され得る。条約に定められている興味ある例外は、夜間労働が禁じられている製パン業において、午後 10 時から午前 5 時までで代えて、午後 9 時から午前 4 時までの間の夜間休憩時間として代えることができる」

(248 頁) としたが、多くの猶予或いは例外が認められる結果も生じた。鮎澤氏が特に記しているのは、ヨーロッパ対東洋諸国の対立であり、日本も含め東洋諸国は例外或いは猶予を断固主張した。すなわち、

「これ以上に興味あるのは、日本が要求した理由であり、主要条約からの免除を獲得するに成功した。日本代表の医療アドバイザーであった A Kose 博士の証言によれば、「日本人は概して、人種的に成熟度が遅い傾向がある」と説明してきた。「16 歳以下の年齢に未成年者の年齢範囲を定める理由」として、「日本の政府代表は部分的に以下のように書いている陳述書を提出した」すなわち (248 頁)、

「医療の権威によれば、男性日本人の思春期の発達時期は 12 歳に始まり 16 歳までに終わるが、日本人女性の

ケースでは 11 歳から 15 歳の間である。従って、法的保護の年齢制限として 16 歳とするとの安全政策が疑問の余地がない。身体的成長期及び重要な青春期の労働者を保護する目的は、この規定により十分に実現されることになる」

同じ理由は、日本において「法的保護の下に置かれる未成年のクラス」から、16 歳以上の女性労働者を除外する理由として提出された。それがさらにまた指摘するのは、この条約から 16 歳以上の女性労働者を除外するのは、日本法が危険或いは非健康的な工程に女性の雇用を禁じているので、助けのない立場に女性を位置づける必要はないことになると云う」(249 頁)との主張が総会において認められている。ここにおいても、より多くの加盟国の同意を得るべく、原則基準を維持しつつ、それからの逸脱を一定程度承認すると云う柔軟な姿勢が見て取れることに、鮎澤氏も注目したのではないかと思われる。

なお、白燐の使用に関する「有害な工程」に関する勧告の内容を 10 項で扱っている (250-252 頁) が、紙幅の関係もあり、ここでは省くことにする。

7: 国際労働事務局の理事会

鮎澤氏は、総会全体をふり返り、総会の会議において、「政治」は小さな部分を演じたにすぎなかったが、政治に最も近付いたのは恐らく、国際労働事務局の理事会メンバーの資格に関する問題であったと分析している (252 頁)。和平条約 393 条は理事会の政府代表を 12 カ国とし、そのうち 8 カ国は主要締約 (産業) 国に割当てられ (常任理事国)、残り 4 カ国は総会出席政府代表により選ばれることになっていた (非常任理事国)。29 カ国 36 人の政府代表が選挙した結果、スペイン、アルゼンティン、カナダ及びポーランドが選ばれ、デンマーク及びルーマニアは時点で補充国となった。それに異議を唱えたのは、多くの人口を擁するインドで、それはカナダ、南アフリカ、キューバ及びその他の政府により支持されたが、「上記の選別は政府代表の会合の結果の判断で、暫定的に合意されたもので、全体会議において総会に付託されることになった」(253-254 頁)。これについて鮎澤氏は次のように指摘している。すなわち、

「この選別は非ヨーロッパ諸国に対して公正でなかったのは明らかである。ラテンアメリカ代表の抗議は、20 のラテンアメリカ諸国のうち 1 カ国 (アルゼンティン) だけがこの理事会にいるに過ぎなかったと指摘した。理事会の構成が「国際目的を遂行する主要な目的に誠実に対応する」ためであるとすれば、総会は「組織内の力の衡平な配分」をするよう務めなければならないと彼は熱

心に主張した。彼らは「国際労働総会において彼らの存在を主張することに同意し」、この割当の態様の「公正でない」点を是正するよう要求し、彼らは「行われたこの配分に従わない」と宣言した (254 頁)。カナダ代表 Mr. Rowell は、これを「国際 International」とするよう注意が払われなければならない、「ヨーロッパ」の総会が長い間続けられてきた機関であったとしても、(この総会は国際的) はないと述べた²⁰。

ここにおいて、まったく予測されなかった困難があった。それは、大陸ヨーロッパの利害、或いは他の地理的地域の利害が他の地域の不利益に対して護られるべきと考えられる限りにおいて、今後の総会において生じ得る衝突を予想する。さらにその上に、この困難は「政治的」傾向の指標であるとさえ解釈され得るのであって、「小国の権利」に関連する増加しつつある問題の方向に向かって走っている」(255 頁) と懸念も表した。

8: まとめを代えて

まとめに当たり、鮎澤氏の本書の「Conclusion」の全文を引用しておこう。すなわち、

「割当てられた任務を完成させ、この総会は 1919 年 11 月 29 日公式に閉会した。総会委員長としての Wilson 労働長官の閉会の挨拶において、海外代表に次のように述べた。

「この構造の創設が今後の骨を折って働く多くの人々を保護する障害を切り開いてきた、あなた方の考えに大きな感銘を受けた。あなた方はこの設立の準備に向けた本格的な取組を通じて、我慢強く活動し、あなた方は見事な熱意で、インテリジェンスの高い基準をもたらした。そして私が確かに思うのは、私は、あなた方及び世界の人々の希望は、あなた方が十分に構築し、世界中の骨を折って働く労働者も擁護者としていつの日か引退されても、あなた方が土台を敷いたと云う事実を時代と共に発展させることができると言おう」

国際労働協定の理想に含められ得るものと異なり、ワシントン会議は何人かの急進的代表の目には、失望したことは疑いなかった。国際労働立法の観念が法的保護の最大の基準を定めることであるとするそれら急進論者にとって、この総会は失敗したと思ったかもしれない (256 頁)。他方において、実行可能な範囲内で直ちに達成され得る最大限を定めることが、総会の職務であるとする

²⁰ その後の拡大の経緯については、飼手真吾＝戸田義男「ILO 国際労働機関」日本労働協会、1960 年 179-196 頁を見よ。1954 年改正までの定員・選任の経緯について記している。

者の意見において、この総会はがっかりさせられる出来事では決してなかった。

実際、この総会は成功した。それは多くのものを達成することを企図したためでなく、そのプログラムが穩健であったからである。その結果、そこで採択された条約及び勧告は仰々しいタイトル、すなわち「国際連盟の下に置ける第 1 回労働総会」に加えて、どちらかと云えば不十分であったように思われる。にもかかわらず、この総会は構築作業を開始し、それが「構造の基礎を整えた」ことに疑問の余地はない。総会が直面した、語られなかった困難に関して、致命的な混乱がなかったことは驚くべきことでなかった。総会は議題のすべての項目に合意を得ただけでなく、今後の自らの行動のためのプランを整えたという単純な事実は、このスキームを実現する説得力ある証拠と見なされなければならない。国際労働立法はもはや単なる考え方ではない。人々が今後の平和、自由及び財産に義務を負うことのできる現実である。労働問題の解決において、今やそれは世界的な問題であり、国際行動だけが国境を横断する困難を十分に満足させる。世界の平和の維持は経済的基盤が確保されたときにのみ可能である。すなわち我々は、国際協力により労働者の不安を和らげるために相互援助が用いられる場合において、総会から多くを期待することができるのである。

数は少ないが生まれたばかりの機関の将来を予見する試みが危険を孕んでいる一方、本書を締めくくるに当たり、一つの事柄を再度強調するのが妥当である可能性がある(257 頁)。ワシントン会議は、世界の労働立法の「始まり」に過ぎないことを認識し、会議を主として「グラウンド・ワークを整える」ことに限定した。実際の作業は将来を見据えている。「原材料」及び「相互主義」の問題は、今後総会が悩まされ得る嵐の指標をほんの少しに過ぎない。会議を通して、すべての討議において感じられた張りつめた、真剣な雰囲気は、総会の発展の厳粛な前兆であった。想起すべきは、団体交渉の問題、すなわち大統領 Wilson の第一次「産業委員会 Industrial Council」が廃案になり、何度も検討を求めて提起しなければならなかった障害である。労働憲章において承認されている団結の権利は、国際協定の下においても置かれなければならない。生活賃金の問題も国際協定の下に置かれなければならない別の問題であり、すべての産業における「労使協議会 joint council」の問題も、国際協定の下に置かれなければならない別の問題である。さらにその上に労働時間は世界の多くの開発途上国や先進工業国の幾つかの国も、現在原則基準を完全に守っているとは云いがたい状況があり、より原則基準に近づける努力も今なお必要である。労働が許される最低年齢が引上げられなければならない、女性及び児童の保護は適用範囲が

拡大されなければならない、要するに製造に携わる者を保護することにより、社会の利益を促進する方向ですべての努力がなされなければならない。従って、今後の国際労働総会の任務は多方面にわたる。作業は始まったばかりなのだ(258 頁)。

ワシントン会議から 100 年を経た現在、鮎澤氏の懸念は、必ずしも十分に達成されていないと思われる。国境を超える労使協議会のスキームは EU 域内にとどまり、グローバル化したサプライチェーンは地球の南北の経済格差を一層拡大させ、生活賃金の問題は 20 世紀の最後の 10 年から CSR 運動としてようやく本格的に始まったばかりである²¹。外国人労働者はグローバルに拡大し、その数は 100 年前とは比べものにならず増加した。その中で大きく変化したのとしては、女性の雇用の保護(別の言葉で云えば、雇用からの排除)から男性と同等の雇用の権利保障へと転換したことも挙げられなければならない。さらにまた、障害者の雇用の権利保障の登場も見逃し得ない。しかし、政府と使用者団体及び労働者団体の国境を横断した協議の場は、国際労働立法に協議に基づいた平和裏の合意形成に向けて大きく前進したことは間違いない。にもかかわらず、ILO による国際労働立法作業の課題は、今なおかつ将来にわたり、困難な作業が続くと理解されなければならないと思われる。その意味で、鮎澤氏のこの論文は、国際労働立法策定作業において、一人政府の活動に委ねることなく、しかし同時に政府を排除するのではなく、国境を横断した労使の団体の交渉を通じた慣行の積重ねの上に、事実上の国際慣習として発展させる努力をベースとして、政府の政策変更を支える必要があると思われる。鮎澤氏の論文のベースにある考え方は、まさしくこの点を指摘しているのだと考えられるのである。

ILO の三者構成の機能、すなわち政府及び非政府団体(労使の代表)による国際協力をこの課題に向けてさらに前進させる必要がある。しかし今日のグローバルに展開する国際経済競争の状況は、強者(政府と使用者代表の連携)により有利に働くと云っても過言ではない。

紹介者尾崎は、宗教的信条が国際労働立法策定プロセ

²¹ このことは 1977 年の、ILO 理事会によって採択された「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の功績を否定するものではない。それが細部にわたる実行可能な措置に転化するまでになるには、国境を横断する労使交渉や国内規制の発展を待たなければならない、その途はまだ遠い。また先進工業国は様々な名目で外国人労働力を受入れているが、例えば、日本の状況などを見れば、経済低迷期のショックアブゾーバとしての機能だけでなく、技能実習生の名目で入国した労働者には職業選択の自由や労働権の保障から事実上排除されるなど、内国民待遇の実現にはまだまだ多くの時間が必要である。

スを分析するうえで、どのような役割を演じたかについて、門外漢である。またこの時期に合衆国で労働組合の活動を学んできた、友愛会の活動家の影響がどの程度あったのかを分析する能力もない。しかしながら、相対立する主張を公平にその事実を記して、その中で実現可能な主張やいどこで妥協するのかと云った視点で分析する姿勢は、そのベースに労働者の保護を具体的に前進させるという視点があることは間違いない。それは急進主義者の、理想的な自らの主張の正当化だけを考えて論陣とは一線を画していると思われるが、鮎澤氏はそうした理想論も決して排除せず、自ら考える部分を将来の大きな目標として受入れていたように思われる。17歳で合衆国にわたり、当地で学んできた成果が、このプラグマティズム思考を育てたのではないかと理解しても間違いではないであろうと思われるのである。この紹介がILOの発展の一助となれば幸甚である。